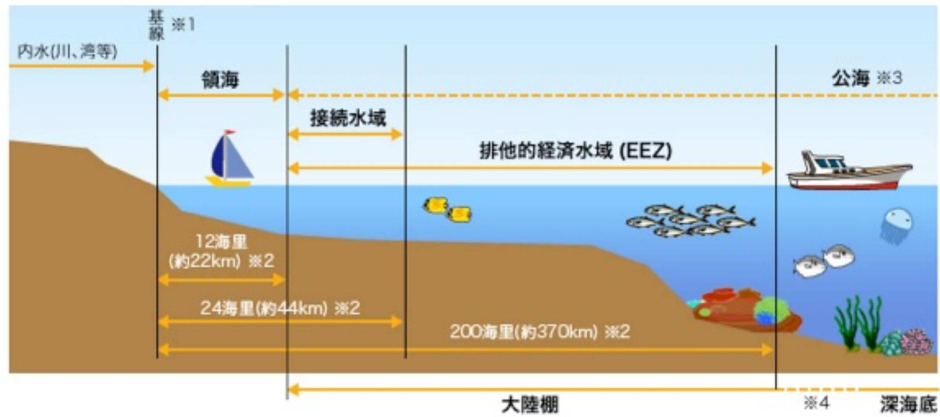


## 海域の範囲



- ※1 通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とされ、その他一定の条件を満たす場合に直線基線、湾の閉鎖線および河口の直線などを用いることが認められている。
- ※2 領海、接続水域およびEEZの範囲は、図中に示された幅を超えない範囲で沿岸国が決定する。
- ※3 国連海洋法条約は「公海」の定義規定を置いていない。
- ※4 大陸棚の範囲は基線から原則として200海里までであるが、大陸棚辺部の外縁が領海基線から200海里を超えて延びている場合には、延長することができる。ただし、基線から350海里あるいは2500メートル等深線から100海里を超えてはならない。基線から200海里を超える大陸棚は、国連海洋法条約に基づき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会」の行う勧告に基づき設定する。深海底は、大陸棚の外の海底およびその下である。

出典)外務省ホームページより引用

